

令和 7 年 6 月 23 日

◎田中委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎田中委員長 本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、6 月 25 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それでは、お諮りします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総合企画部》

◎田中委員長 最初に、総合企画部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松岡総合企画部長 今議会で提出しました補正予算と所管の報告事項につきまして、説明します。

それでは、総合企画部の提出議案につきまして概要を説明します。一般会計補正予算について、資料 2 ページを御覧ください。今回の補正では交通運輸政策課の予算につきまして、8 億 700 万円の増額補正をお願いしています。交通運輸政策課では、県民の移動手段の維持、確保に向けて、中央地域の公共交通の担い手である、とさでん交通の経営の安定化を図るために、コロナ禍で拡大した債務の償還を支援する公共交通活性化特別対策事業費補助金に係る予算を計上しています。詳細につきましては担当課長より後ほど説明します。

報告事項につきましては、政策企画課から、公共調達による地消地産推進戦略について、交通運輸政策課から、とさでん交通の令和 6 年度決算等について御報告します。こちらにつきましても詳細につきましては、担当課長より後ほど説明します。

私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈交通運輸政策課〉

◎田中委員長 交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 令和7年6月補正予算について御説明いたします。

資料2ページをお願いします。2月議会と4月の業務概要委員会で説明した内容となりますが、背景としまして、とさでん交通の乗務員が、今後も減少することが見込まれますため、中段の中央地域の公共交通の将来の方向性に記載しているとおり、今年度は、路面電車と路線バスの中長期的な姿を描いていくこととしています。また、左下の3とさでん交通の経営の安定化にあるように、経営安定化に向けまして検討を深めていくこととしておりました。2月以降、ワーキングにおきまして、支援スキームやその効果について検討を重ね、支援の方向性について取りまとめを行い、先月、県と沿線市町との間で協議を行い、支援の方針について合意したところです。

3ページをお願いします。具体的な支援内容について御説明します。上から2段目の現状課題を御覧ください。とさでん交通の借入金について棒グラフで表示しています。会社発足時に約38億円の負債を抱えてスタートし、毎年その負債を返済しながら、中央地域の公共交通を担ってまいりました。会社が発足した平成26年から令和元年度までに、その負債を12.5億円返済し、約25億円まで順調に債務を圧縮してきましたが、コロナ禍による収入の減少によりまして、約12億円債務が増加し、会社発足時と同水準の約38億円まで債務が増大しています。一般的に売上高の50%以内が借入金の適正範囲と言われておりますが、これをとさでん交通に当てはめると、令和5年度の売上高47億円程度に対して、適正借入れ範囲は24億円程度となり、現在の借入金はこれを大幅に超過する状況です。こうした債務が重荷となり、現状では新たに借入れすることが難しく、収益力を向上するための、前向きな取組や、人材確保に向けた処遇改善等を行う余力がなくなっている状況にあります。このため、対策としまして、県と沿線市町が連携して支援を行い、コロナ禍で増大した債務12億円の解消を目指して、支援していきたいと考えています。支援スキームは中段にお示ししています。12億円の債務の内訳としまして、公共交通部門は約8億円、収益部門は約4億円となっており、それぞれ、県と市町の役割分担により負担することとしています。

支援スキームの詳細につきましては、次の4ページを御覧ください。この資料は、先月、県と沿線市町の首長会議において合意した支援の方針になります。中段の具体的内容の下、（1）公共交通部門の債務約8億円の解消についてです。①各団体の支援額は、県と沿線自治体が出資してとさでん交通を設立した経緯から、県と沿線市町で折半としています。市町については、公共交通部門の債務の半分である約4億円を、人口、バスの運行距離、電車路線延長から算出した比率で分担していくこととしています。②支援期間は、原則今後10年間としておりますが、これによりがたい場合は、遅くとも20年後までには支援を完結するものとしております。③支援金の内容は、県と同様に債務償還支援のほか、県市町の協調した支援以外に、各団体が単独で行う支援も対象としています。加えて、とさでん

交通の負担軽減につながる市町が行う代替移動手段の確保に要する経費についても、分担金相当額の支援とみなすこととしています。

次に、（２）公共交通部門以外の債務約４億円の解消についてです。高速バスや貸切りバス事業等の収益部門につきましては、その黒字をもって、公共交通部門の赤字を補填し、残りの余裕資金により、債務を順次返済してきましたが、コロナ禍の債務増により、当初期待された機能を果たすことができない状況です。収益部門は、公共交通を維持していくためには一体不可分の部門となりまして、その対象は、県内全域を対象としておりますから、県において全額支援することとしています。

以上により県の支援額としては、公共交通部門の約４億円と、収益部門の約４億円の合計８億円となります。

次に、５ページをお願いします。右下の負担額計の欄にありますとおり、高知市が約３億２,０００万円、南国市が約３,８００万円、いの町が約２,２００万円、土佐市が約７４０万円となります。

次に、３ページをお願いします。左下の公共交通活性化特別対策事業費補助金を御覧ください。今回の補正予算の内容となりますが、国の重点支援交付金を活用しまして、８億７００万円を計上しております。目的補助内容として、とさでん交通の経営基盤の強化を図るため、債務償還に係る経費を補助することを考えています。その右側に、事業計画案と、支援により見込まれる効果を記載しております。この支援によりまして、とさでん交通では、新たな資金調達が可能となるほか、利払いも軽減されることから、これらの資金余力を活用することで処遇改善を実施するとともに、高速貸切バスなどを新規購入し、収益部門の拡大を図る取組が実施可能となります。その結果収支改善が図られることから、右の支援により見込まれる効果の欄にありますとおり、１つには収益部門の強化による経営の安定化、２つ目として、経営基盤の強化による持続可能な公共交通の確保といった効果を見込んでいるところです。県と沿線市町が連携した支援により、とさでん交通の経営の安定化を図り、持続可能な中央地域の公共交通ネットワークの構築につなげてまいります。

以上が、６月補正予算に関する説明です。

◎岡本委員 後の決算のところに関係あるのかもしれませんが、何点か教えていただきたいことがあります。公共交通を守る点で、我々はこの議案に反対するものではないんですけども、ただ経営状況を改善する点で、関係者からの話で、役員が多過ぎるのではないかと話を聞いているんですが、その点についてはどのような認識を県としてお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

◎山本交通運輸政策課長 役員の多さについては、他社との比較で考えたことが今のところなくて、その点について見解は持っておりません。

◎岡本委員 今から資金支援もしていくわけですから、そういう状況についてはきちっと

分析してほしいなど。関係者から話がありますので。

関連してですけれども、役員報酬は、つかんではないわけですか。後の決算のほうに出てくるんでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 後ほどの決算の報告でも出てまいりませんが、決算報告全体の中で、事業報告で会社が公表した資料はあります。

◎岡本委員 その辺りをしっかりと分析した上で、どうなのかなと。県が、言えば、丸抱えみたいな形で運営されているわけですから。役員の状況とか報酬は知りたいです。

◎山本交通運輸政策課長 今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提供します。

◎岡本委員 経営の改善策については、様々な取組が会社の中でもされていると思うんですけれども、県がどのように関わっているのか教えていただけますか。

◎山本交通運輸政策課長 今回の事業計画、補助金によってとさでん交通が収益を強化していく部分につきましては、県と市町、とさでんが入った関係者ワーキングで、支援内容を議論してまいりました。その中で、これまでの支援だけでは、約37億円あります今の債務を解消していくのはなかなか難しいということ。この委員会でも抜本的な支援策も、御提案いただいていたので、関係者で協議して決めたところです。

◎岡本委員 ぜひ、県としてもしっかりと関わって、県民の立場で改善策が行われるように、今後対応していただきたいとお願いしておきたいと思います。

◎久保委員 公共交通は、高齢化が進む本県において、中央地域だけでなく県域全部で、すごく必要な取組だと思います。2ページ、路線バスにおいて、乗務員数が今後5年間で4割の減少が見込まれるということで、この数値はすごいことだと思うんです。約半分くらいになると。ただ一方で、ここに来て、少し増えつつあるではないですけれども、思っていたよりも、特に、運転士の希望が出てきていることもお聞きしています。そのところを教えてください。

◎山本交通運輸政策課長 乗務員につきましては、昨年2月に推計を出した段階で、今後5年間で4割減少するようになっておりますが、とさでん交通でも独自に採用の強化をしております、この4月には4名増員したところもあります。去年は、乗務員不足で大分路線も減少したんですけれども、今年度に関しては、想定よりも乗務員が確保できたこともあって、今年度の路線再編にはほぼ影響がない形で、明るい兆しは見えている状況です。

◎久保委員 2ページの路線バスのところを見ているんですけれども、その上段に、路面電車があって、収支率が、路面電車は90%、路線バスは60%で随分厳しいなと思うんです。今だと、運転士がいなくて利便性が悪いということで、バス離れが結構進んでいるのではないかと、結果として収支率が低くなっているのではないかと、自分自身は思っているんです。バスの運転士がもっと増えれば、収支率は上がってくると考えていいんでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 収支率は、1つの仮説ではありますが、輸送効率の点で、

路面電車が1台走ると、バスが1台走ると、乗員の数も違いますので、そういったところで倍ぐらい差があります。運転士が増えると、当然路線を充実させることはできるんですけれども、それによって人件費もかかりますし、人がそれ見合いで乗れば収支率の改善にはつながると思います。

◎久保委員 いつも思うのは、公共交通は、全体最適を考えないかんと思っているんです。当然のことながら、都会みたいに公共交通が次から次へと来たら、皆さん便利なんで公共交通に当然乗ります。しかし、人件費もかかるし燃料代もかかる、じゃあどのくらいでまわしたら1番最適なんだと。結構費用もかかる、しかし、利用者の料金も入ってくるとか、全体的に、ダイヤがどれくらいで、どれくらいの頻度で回せば公共交通としていいのかを、なかなか難しいと思いますけれども、それを押さえることが大切だと思います。単に、通勤通学の足だけではなくて、前から私が言っていますように、医療福祉にも随分公共交通は寄与すると思うんです。そういう全体最適の公共交通計画をつくることも大切じゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 その点はまさに、今、中長期的な姿、路面電車それから路線バスの今後、持続可能な形であるべき姿の議論を始めているところです。電車と、バスの接続、利便性を上げるといった、部分的な最適を重ねていって、全体として、中央地域全体でよりよい形をつくっていかねばいけないと思っています。

先ほどの岡本委員からお話のありました役員の報酬の関係です。支給している人が7名でして、総額としては2,922万円です。

◎岡本委員 役員の数とか、役員に対する報酬とか、天下りもあったりするとは思いますが、その辺り県としてしっかりと分析した上で、経営改善の中の一つとして取り組んでいけるのではないかと、分析はされているのかどうかだけ教えてください。

◎山本交通運輸政策課長 現状は分析していませんけれども、今後、他社の情報を収集して、その辺りは分析したいと思います。

◎久保委員 ケーススタディーをしてもらいたいと思います。今の計算力を使えば、そんなに難しいことでないと思うので、ぜひ、ケーススタディーをやって、コストと、利用者が支払う賃金、そして、税金をどれくらい投入しないといけないか、そこら辺りを試みていただきたいと思います。要請しておきます。

◎山本交通運輸政策課長 今まさに、路面電車の在り方の検討を始めておりまして、調査事業の中で、現状どれぐらいのコストがかかっているか、将来的に路面電車がなくなることによる追加的に払わなければいけない行政のコストであるとか、バスと電車との接続の関係の実態といった調査をやろうと思っています。今年度、その辺りの結果が出てまいりますので、しっかり今後の在り方に反映していきたいと思っています。

◎西森（雅）委員 今回8億円の支援になるわけですが、発足時から借入金が12億

円減ってきたと。しかしコロナで発足時まで増えた。それを何とか解消しないといけないと8億円の補助金になっているわけですがけれども、これを出してくる上においては、経営計画を、しっかりと出すことが先じゃないかと思っているんです。一般的な会社であれば、中期経営計画であつたりを示して、今これぐらい必要ですよということがないと、なかなか理解されない部分になってくるのではないかと思います。向こう数年間の経営計画はどうなっているのか。その辺りを教えていただきたい。

◎山本交通運輸政策課長 現在、中期経営計画を策定しておりまして、令和4年度から令和8年度の計画期間になっております。とさでん交通と我々で話をしているのは、県の支援、それから市町の支援含めて12億円相当になって、計画の前提が大きく変わりますので、中期経営計画を見直しをしてもらうように動いております。今の計画は令和8年度までなんですけれども、それを前倒しをしてもらって、令和8年度から新たな計画を、1年前倒しをしてもらうような形で準備しているところです。

◎西森（雅）委員 令和4年から令和8年までの計画を立てているとの話ですが、それが今どういう形で進んでいっているのか。その辺りの説明も必要ではないかと思うんです。今、収支も含めて、目標とするところに対しての進捗がどうなっているのか、その辺り、もうちょっと詳しく示されないと、8億円が必要、不足しているから出しますよって言っても、なかなか県民には理解されない部分はあると思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。令和8年までの進捗です。

◎山本交通運輸政策課長 この後の報告事項とも少し絡んでまいりますけれども、令和6年度の決算の状況で申しますと、売上げに関しては、まだ想定よりは達していない状況ですが、最終的な純利益の部分では、計画を上回る決算は上がる形になっています。

◎西森（雅）委員 そういうものも示してもらって、令和8年までの計画が今こうなっていて、それ以降に関してはこれから立てる部分もあるかもしれないんですけれども、その辺りをもう少し明確にした上で8億円を出してこないと、なかなか理解ができない部分はあります。令和6年もそうでしょうけれども、このままいったときの令和7年、令和8年がどうなのか、実際それが想定している中期経営計画と比べて見直しが必要なところも、もしあるのであれば見直さないといけないし、令和8年までの中期経営計画に対して、今どういう状況になっているのか、見直しが本当に必要な状況なのか。それがあって初めて令和8年以降のものがどうなっていくのかになってくると思うんですけれども、その辺りどうなんでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 先ほど令和6年度の部分について説明しましたがけれども、とさでん交通としても、中期経営計画で策定した各年度の予算額がありまして、足元の経営状況を踏まえて、当然そこを達成する形での運営改善といったもので、每期予算を計上し、中期経営計画をベースに会社として運営をしているところです。

◎西森（雅）委員 毎年、とさでん交通の経営に関しては、議会に報告する話になっていますよね。どの時点で報告がされていってる話なのでしょう。

◎山本交通運輸政策課長 基本的には四半期ごとに経営状況の進捗について説明しています。

◎西森（雅）委員 今の段階では、中期経営計画に対しての見直しは出されていなかったのですか。

◎山本交通運輸政策課長 今時点では計画に対して、見直しは出しておりません。

◎西森（雅）委員 そういったわかるものが必要だと思うんです。

◎松岡総合企画部長 補足です。先ほど課長から言いましたように四半期ごとに報告していきまして、まさにこの後、決算について報告する流れになっています。その中で、収支計画、改善計画の進捗状況については、これまでも報告していますが、資料的に年度の計画と全体でどうなっているかまでは、今まで御報告していなかったもので、今日は御用意していない状況です。

◎西森（雅）委員 後ほど、報告事項で報告されるんですか。

◎山本交通運輸政策課長 中期経営計画に対して改善がどのように行われているかは、パートとしてあります。

◎中根委員 中期経営計画のもとで、一生懸命走っているのですけれども、公共交通は本当に大切に、収益がもちろん利益に転じるようにしなければならないと思うけれども、それはそれでうまくいかないときだってあるだろうと。そういうときに、県や市や町が補填せざるを得ないような部分は出てきているんだと解釈しています。ただ、中期経営計画のもとで、走っている最中にも、路線の見直しは時々ありますよね。住民にとって、今どういう声があるかという、バスにせっかく乗りたいと思っても、近くの停留所がなくなって、遠くまで歩いていかないといけない。でも遠くまで歩いて行く体力がないために、乗れないんだという声。路線をどのようにしていくのかはとても大事な話になってくると思うんです。今路面電車についていろんな検討をされているとのことのお話もありましたが、路面電車はもう路線は決まっているわけで、その路線をいかに維持していくか。随分減便しましたよね。減便でも影響は出ていると思いますけれども、路線を縮小したりすることがないような公共交通の在り方を県民は求めていると思います。その基本をしっかり押さえた上で、経営計画のもとでだけれどもここをこう修正するという話がないと、本当にいい方向に進んでいるのかどうか、吟味しづらいことになってくるので、利用者の声をしっかり反映させていくことを基本にしながら、計画もつくってもらいたいと思うんです。ですかを利用している方たちの利用回数をもとに、いろんな計画を立てるとか、利用者は、ですかだけではないですよね。だからつかむのは大変だと思いますけれども、正確に、物事をつかむことも含めながらこういう方向をつくってもらいたいと思っているんですが、

その辺りはどうですか。

◎山本交通運輸政策課長 路線バス数については、昨年度は特に減便がありまして、そういったところと中期経営計画の整合性が十分とれているかという点、正直なところ路線バスの乗務員数の減少が、想定を超えて減った部分もありまして、計画と整合性がとれてない部分がありましたので、次期計画を改定する際には、今後の路線の在り方、今まさに高知市が中心となって、県も入って議論するんですけれども路線バスの在り方の部分について、今後5年、10年先を見据えた在り方を検討しておりまして、今後の中期経営計画とも整合性を持って、整理をしていきたいと考えております。

◎中根委員 ぜひそういう方向を貫いてもらいたいと思いますし、路面電車について検討するとはどういう中身なのか、今、言えたらお願いします。

◎山本交通運輸政策課長 路面電車については、将来的に非常に設備投資が大きくかかることが今時点で想定されています。特に鏡川橋の耐震化ですとか、路面電車自体非常に老朽化しておりますので、新たな車両の更新とか、そういった将来コストに対して、今後、行政の支援の在り方も含めて、どのように路面電車を維持していくかを、来年度半ばぐらいまでに一定結論を出す動きで今検討しております。

◎中根委員 そういうことも含めて、鏡川橋から以西がなくなると、例えば、いの町長も、いやいや路面電車はいの町の終点までは確保してほしいんだと、どこかで話されていたように思います。高知大学もあったり、いろんな意味で公共交通の主管の背骨をちょん切ることが、そんなにたやすくされてはならないと私は思うので、経費も含めて受け持つ構えができる説明をきちんとされながら、ぜひ、公共交通を維持する方向を貫いて頑張っていたきたいと要請したいと思います。

◎田中委員長 今回、県とともに沿線市町、高知市、南国市、いの町、土佐市が協調して、支援をなされることが決まったわけなんですけれども、それぞれの市町と、これまでも協議を重ねてこられたと思います。ここにもお示しいただいてるようにワーキンググループであったり、そういった中で、これから沿線市町にとってもそれぞれの自治体で負担となってくるわけで、沿線市町からはこういった御意見があったのか、教えていただけますか。

◎山本交通運輸政策課長 市町からは、先々のことを考えて、今後市町が自ら支援する部分については、前向きな投資に資するような支援をしたいとの御意見をいただいております。県以外で協調して、高知市、南国市、いの町で、新たな投資をするといった御意見をいただいております。まだどういう支援をするかは決まっていないんですけれども、今後、関係者のワーキングもありますので、一緒に議論していきたいと思っています。

◎田中委員長 まさに課長がおっしゃいましたけど、今後を考えたときに前向きなことも考えていかないと、ただただ今回、こういった事情で関係市町が支援をするだけでは、今後も、中央地域における公共交通の在り方が前を向いて進まないと思います。しっかり

沿線市町と前を向いた議論を、これからワーキングでも実施をしていただきたいと思いますと思いますがでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 県民の皆さんにどのような利便性が生まれるかといったところを、県と市町で一緒に検討しながら進めていきたいと思っています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総合企画部より2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈政策企画課〉

◎田中委員長 まず、公共調達による地消地産推進戦略について、政策企画課の説明を求めます。

◎渡邊政策企画課長 当課の報告事項としまして、公共調達による地消地産推進戦略の骨子案について御説明します。

資料2ページをお願いします。まず資料上段のⅠ、Ⅱ戦略の目的及び定義をお願いします。本県では、原材料や製品の多くを、県外からの調達に頼っており、結果として、いわゆる県債収支が大幅な赤字の状況が続いております。こうした状況を改善するため、これまでも産業振興計画において、経済の活性化に向けた様々な取組を行ってまいりました。本年度の第5期産業振興計画では、これまでの取組に加えて、新たに、地消地産を位置づけ、地消の拡大と地産の強化が一体となった取組を推進しております。これに関連しまして、公共調達の場面においても、県債収支の改善に寄与するため、本戦略において、県産品の採用及び県内事業者の育成に関する基本的方針を定めるものです。

次に、資料下段のⅢ基本的な考え方を御覧ください。まず、1として、積極的な検討を行う、3つの考え方をお示ししています。（1）比較的少額で高度な技術・知見を要しない調達は、県産品の採用、または、県内事業者からの調達を図ること。（2）多額に及ぶ調達または高度な技術・知見を要する調達は、県内事業者を含む共同事業体の組成を推奨するなど、県内事業者の育成に配慮すること。（3）県の政策目的の実現に向けて高い効果が期待される調達は、入札参加資格における加点等の優遇措置を講じることとしております。この3つの基本的な考え方のもとで、具体的な対応について、積極的な検討を進めてまいります。また、2地産外商への貢献に記載のとおり、この取組は、単に県内事業者の受注拡大にとどまらず、最終的には、地産外商の強化を目指すものとしています。そのため、県内事業者に対しては、県内受注の成果のみならず、外商の強化に向けて、製品・サービスの高度化を図るよう促していくこととしております。さらに、3にありますとお

り、本戦略は、産業振興計画と一体的に展開するものとして、令和9年度までの3年間の取組成果を踏まえて見直しを図ってまいります。

次のページをお願いします。Ⅳとして、県産品の採用の推進と、県内事業者の育成の推進の、大きく2つの対応方針について御説明します。まず資料上段の1県産品の採用の推進につきましては、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で県産品の採用を推進することとし、重点的に取り組む県産品を重点品目として選定します。この重点品目は、右の表で、品目と選定理由を記載しているとおりですが、本年度、産業振興計画における、地消地産プロジェクトを推進する品目から選定する考えです。いずれも、目指すべき地産外商に向けて、まずは県内における、地消地産の強化が必要と考えられる品目です。次に、下段の2県内事業者の育成は、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、受注機会の拡大を通じた県内事業者の育成に資する取組を推進することとし、重点的に取り組む分野を重点分野として選定します。この重点分野は、右の表に記載している4分野を選定したいと考えております。この4分野は、左側の3つ目の丸に記載のとおり、契約金額の大きさ、県外企業が受注している割合。それから、粗利比率の3つの要素を踏まえて、県内総生産の拡大に高い効果が期待できる分野として選定しています。ここでの説明は割愛しますが、この3つの要素の関連データの概要は、右側の表にお示ししているほか、詳細は参考資料2として整理しております。ここまで御説明したとおり、本日お示した骨子案では、上段の重点品目と下段の重点分野の選定までの内容となりますが、今後の戦略の取りまとめに向けては、1の県産品の採用では、重点品目における公共調達採用拡大策について、2の県内事業者の育成では、重点分野における県内事業者の受注拡大策などについて、それぞれ具体的な取組内容、中身を、全庁体制で議論し、定めてまいります。最後に、1番下の今後のスケジュールを御覧ください。7月から8月にかけて、骨子案へのパブリックコメントを行った後、9月に庁内の本部会議で戦略案を取りまとめ、9月議会の本委員会での報告を経て、戦略を策定したいと考えております。なお、この骨子案及び9月の戦略案の御報告につきましては、本委員会と産業振興土木委員会において行います。

当課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 今後、パブリックコメントをすることによって、関係者の声を聞くことは本当大事だと思うんですけども、木製品とか、いろいろありますよね、重点品目。具体的には、そういう関連する人たちへパブリックコメントを投げかける形でやられるんでしょうか。その辺りを教えてくださいませんか。

◎渡邊政策企画課長 パブリックコメントですので、特定の分野の方ではなく、県民全般に向けて、パブリックコメントを実施したいと思っております。そういった中で、委員おっしゃるように、いろんな産品を扱ってる方がいらっしゃいますので、この品目はどう

かとか、なぜこの品目なのかとか、追加していただきたいとかといった御意見は出てくるのではないかなと想像はしております。

◎岡本委員 ぜひ、専門分野の人たちの意見もしっかりと聞くことが大事だと思いますので、その点を重点を置いて取り組んでいただきたいと思います。要請しておきます。

◎中根委員 地消地産はとっても大事なと私たちも思っています。今、具体的に、重点分野、選定理由、3要素データとか、事業者の育成に取り組む重点分野が示されていますけれども、その上の重点品目の問題でも、高知で生業をしている業者から生産者が、自分たちのつくっているものを、もう少し広い単位にして、県産材として、地消地産の高知県の枠組みに持っていくと。その中で、高知県ではどうしてもできないことは、他県の業者も入れてもオーケーという考え方が大事かなと思うんですけど。どういう検討がこの間されてきているのか、教えていただけますか。

◎渡邊政策企画課長 委員御指摘のとおりだと思っております。基本的には県産品の外商拡大とか県内事業者の育成につきましては、これまでも産業振興計画をメインで取組を推進してきています。今回の公共調達戦略につきましては、産業振興計画の中で定める県際収支の改善と、大きな目標のもとで、県庁の中の公共調達の分野でどんなことができるかということを生懸命考える戦略になっておりますので、どちらかという、大きな効果よりも、ささやかな、まだこれから外商を目指す手前の段階の品目を選んで、そちらを重点品目として選定して、県庁の物品購入などで、どこまで協力ができるか検討していきたいと考えています。

◎中根委員 そのことによって、必要な業者を育成するときには、県としても育成のための資金は出す考えですか。

◎渡邊政策企画課長 冒頭御説明しましたが、事業者の育成につきましても、重要品目もそうなんですけれども、今後9月の戦略策定に向けて、全庁体制で議論していきます。どちらかという事業者の育成のほうは、公共調達ですので、プロポーザルとか、入札における優遇、加点を設けるとかでありますとか、県外に調達がなく契約が流れていく要因としましてやはり技術者不足がありますので、契約の品質が保持できる範囲で、分野のスキルアップを目指す形になってくるかと今のところは考えております。

◎中根委員 各企業の方、生産者の方たちも、これから若い人たちをその分野に入れてくれば、まずは県庁から発信をしますけれども、それをもっともっと広げることによって、高知県に新たな経済圏域ができるんですよという発信を、県が上手にやる必要があると思います。計画をつくりながら、こういう計画をつくろうとしていますという発信はされる予定はありますか。

◎渡邊政策企画課長 まずは、本議会、本委員会での御報告と、パブリックコメントを実施します。その辺りで第1弾の発信になるかなと考えています。その後は、9月の戦略策

定後になるんですけれども、議員がおっしゃるようないい発信ができる、よい戦略となるように、全庁体制で検討していきたいと考えております。

◎西森（雅）委員 いろんな分野において、県産品の採用、事業者の育成と、今後対応をしっかりしていきたいとのことなんですけれども、建設分野、工事においては、県外が、0.8%の件数で、金額としては3.2%とありますけれども、確かに、契約の件数であったり総額は、こういうところかもしれないんですけれども、もう一歩先の県内事業者の育成とかも考えてもらいたいと思うんです。建設資材であったりだとか、そういうところまでも、県内事業者の育成を踏まえた資材の調達であったりを、お願いしたいと思いますけれども、その辺りはどういう考えを持っているのか。

◎渡邊政策企画課長 建設分野につきましては、今土木部で、中身を検討していただいています。これまで話した中でも、JVみたいな、高度な工事はなかなか取るのは難しい中で、せめて、JVに参加してその技術を得ることを考えられないか、今のところ話しております。特に、委員がおっしゃったように、資材の部分も、話題としては上がってきていまして、ここはなかなか難しいですよっていう話もさせていただいたり、土木部から聞いておりますが、まだ戦略策定まで、日がありますので、いただいた意見を土木部に伝えて、少し前向きな検討ができないか話をしたいと思います。

◎西森（雅）委員 一つの例として、建設工事分野の話をしたわけなんですけれども、建設に限らず、様々な分野における一歩先の部分においても、県内事業者の育成、県産品の採用を、ぜひ考えていただきたいと思います。全ての分野においてお願いしたいと思います。

◎渡邊政策企画課長 建設分野のみならず、広報でいえば、これまでなかなか県内でとれなかった、県外向けのプロモーションであるとか、イベントであれば、大きなイベントは県内事業者がなかなか取れないという実態もあり、情報分野ですと、なかなか開発から、一からできる企業がないといった課題もあって、それぞれ、委員の御指摘のように、チャレンジな方向性で、各部局に検討を進めておりますので、しっかり検討して、いい御報告ができるように、調整していきたいと思います。

◎久保委員 私も県際収支の改善で、県内事業者の育成は大賛成です。元土木の技術者としては、先ほど話が出ました、建設工事の分野で工事部門が今、これほど県外受注の比率が、小さくなっています。我々が県庁へ入った頃は、本当に高かったです。トンネル1つ取ってみても、延長の500メートル以上はもう県外だと。JVを組むこと、それがだんだん、県内事業者が受注をしてJVへ、JVで経験をしてきて、これぐらい数値が少なくなる。機会さえあればできるんですよ。その下の測量設計、まだこれぐらいパーセントも高いし、件数も金額もこれぐらいというのは、県内の測量設計のコンサルもすごく技術も上がっていますので、機会さえ与えたらできると思います。それは何も建設工事分野だけではなくて、先ほど、課長がおっしゃった情報もそう、イベントなんかもそう、やはり機会を上手

に与えていくことが、経験を積んで、できるようになっていくことだと思いますので、もちろん県産品もそうでしょうし、県内事業者の育成は私は大賛成で、自分の経験からしても、これは進めるべきだと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎田中委員長 次に、とさでん交通の令和6年度決算等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 それでは、とさでん交通の令和6年度決算等について御報告します。とさでん交通の令和6年度業績及び収支改善策の進捗状況について、とさでん交通作成の資料で御説明します。

2 ページを御覧ください。こちらがとさでん交通が設立された平成26年10月から令和6年度末までの業績推移を示したグラフとなります。まず、会社全体の売上げを示す水色の棒グラフは、平成30年までは年間およそ57億円から59億円の売上げがありましたが、コロナ禍が本格化した令和2年度に約半分の28億円程度まで落ち込んだ後、徐々に回復し、1 番右、令和6年度の売上げは、令和5年度と同水準の約47億円となっております。しかしながら、依然としてコロナ前までの数字には回復しておりません。また、会社の純損益を示す赤色の折れ線グラフでは、会社が設立された平成26年10月から平成30年度まで黒字でしたが、コロナ禍の影響が出始めた令和2年3月が含まれる令和元年度決算以降、県境をまたいだ移動の制限や、インバウンド需要の消失などにより、令和4年度まで4期連続の赤字となっていました。令和5年度は、コロナの5類移行による観光客等の人流回復や経費削減等により、業績が大幅に改善され、5期ぶりの黒字決算となりました。令和6年度につきましても、折れ線グラフの1 番右側にありますとおり、純利益1 億5,500万円と、令和5年度に引き続き黒字決算となっております。なお、この点については、県と沿線市町による通常の補助金に加え、物価高騰対応の特別支援として、補助金約2 億円が含まれていることが黒字の主な要因となっております。

次に3 ページを御覧ください。こちらの表は会社の主要事業の業績示したものです。売上げにつきましては、令和5年度との比較で説明しますと、上から2 行目の路線バスが、令和6年10月からの路線再編の影響や、令和5年度はらんまんの放送に合わせて、MY遊バスの増便があったことの反動減などにより、1,100万円の減収となったことや、その2 行下の貸切りバスについて、空港国際線ハンドリング業務等の減少により、2,600万円の減収となったこと。また、その3 行下の旅行（トラベル）について、パスポート業務を令和6年3月で終了したことや、修学旅行関連の受注の減などにより、1 億3,300万円の減収となり、会社全体で1,400万円の減収となっています。営業損益につきましては、旅行（トラベ

ル)を除くと、全体的に改善傾向にあり、1番上の路面電車が1,500万円の増益となったことや、2行下の高速バスが3,600万円の増益となるなど、会社全体での営業損益は、1番下黄色の行のとおり、3億4,700万円の赤字ではありますがものの、昨年度と比較しますと8,300万円の改善となります。

続きまして、4ページの表、令和6年度業績(全社PL)を御覧ください。まず、表の中段やや下の赤字、本業の利益を示す営業損益ですが、先ほど説明のとおり、令和6年度は3億4,700万円の赤字となっておりますが、令和5年度の4億3,000万円の赤字からは改善されており、令和元年度の5億600万円の赤字と比較しましても、1億5,900万円の改善と経費削減といった、経営努力の成果が出てきております。その4つ下、特別利益7億1,700万円は、主に国、県、沿線市町からの補助金、給付金になります。1番下の当期純損益ですが、令和6年度は1億5,500万円の黒字で、過去最高の黒字決算となっております。先ほども申しましたとおり、黒字の大きな要因としましては、県と沿線市町の物価高騰対応重点支援交付金を活用した特別支援約2億円が含まれていることが挙げられます。県としましても引き続き経営改善に向けて、沿線市町と連携してまいりたいと考えております。

続いて5ページを御覧ください。公共交通部門になりますが、左側の、軌道事業の1番上、営業収益は利用者数の増加や、運賃値上げの効果もあり、10億500万円と増収、一連の経費を差し引いた後の1番下、差引営業損益は8,600万円の赤字。令和5年度の1億100万円の赤字と比較すると、1,500万円改善しております。右側の路線バス事業の1番上、営業収益は、運賃値上げの効果はあったものの路線再編などの影響もあり、8億1,400万円と、令和5年度から1,100万円の減収となっております。1番下、差引営業損益は5億3,900万円の赤字と、令和5年度の5億4,000万円から100万円改善しております。

次に、6ページをお願いします。折れ線グラフは、軌道の月別の利用者数の推移を示したものです。下の表、1番右の令和6年度の利用者数は482万2,000人で、令和5年度と比べ1.2%の増、コロナ前の令和元年度との比較で、10.1%の減となっております。コロナ前には及ばないものの、利用者数は回復傾向にあります。

7ページをお願いします。折れ線グラフは、路線バスの月別の利用者数の推移になります。下の表、1番右、令和6年度の利用者数が228万2,000人で、令和元年度と比べ6.6%減となっております。これは先ほども説明しましたとおり、令和6年10月からの路線再編などが影響しているものです。

8ページを御覧ください。収益部門の高速バス事業と貸切りバス事業の令和6年度決算になります。左側の高速バス事業の1番上、営業収益は、大阪便を中心に徐々に需要が回復し、7億2,400万円と、令和5年度から3,300万円の増収となっておりますものの、令和元年度の10億7,300万円と比較すると、7割程度となっております。1番下の差引営業損益は4,400万円の黒字となっています。右側の貸切りバス事業の1番上、営業収益は、空港国

際線ハンドリング業務の減などにより、4億6,100万円と、令和5年度と比べ2,600万円の減収となっております。しかしながら借上料の経費減等により、一連の経費を差し引いた後の差引き営業損益は6,000万円の黒字と、令和5年度から1,100万円の増益となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。次の10ページにかけてが、中期経営計画に位置づけられた収支改善策の進捗状況になっております。主なものを説明しますと、例えば、3と9にありますように、運賃改定を令和8年から前倒しで昨年11月から実施しております。そういった効果なんかが出ております。10の高速の部分で、運賃値上げ・カレンダー運賃の導入といったところで、計画よりも大きな効果が出ている状況になります。

次に、10ページです。1番下の緑の部分のとおり、計画額1億5,140万円に対し、実績が1億8,780万円となっております。

次に、11ページをお願いします。主なもので、9番、13番。9番ですと、貸切りバスの運賃単価増による収入増で計画を上回る効果額が出ております。13番電車広告強化で、こちらも同様に、計画を上回る効果額が生まれております。

次に、12ページをお願いします。最後、23番。トラベル、海外手配の強化で、アフターコロナで受注の拡大を強化しまして、こちらも計画から大きな効果額が出ておるところです。最終的に、1番下のとおり、計画額1億6,700万円に対し、実績が2億2,750万円と一定の効果を上げているところです。

県としましては今後も引き続き、会社の経営安定に向けて、沿線市町との連携を密にしていまいますほか、運転士の確保にもとさでん交通と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 令和6年度の収支状況の改善状況だとか、説明いただいたわけですが、今この計画に対しての令和7年度の見直しはないのですか。

◎山本交通運輸政策課長 令和7年度については、とさでん交通で、先ほどの債務償還の支援、市町の支援といった支援内容ですとか、路線の在り方とか、いろいろと前提条件が変わりますので、そういったところを踏まえて令和7年度中に計画を見直して、令和8年度に新しい計画を策定する動きになっております。

◎西森（雅）委員 そうすると、令和7年度の状況は変えずに、令和7年度中に令和8年度以降の新たな中期経営計画を立てるための取組をするのですか。

◎山本交通運輸政策課長 そのとおりです。

◎岡田（竜）委員 平成26年、発足当時の状況を細かくは知らないのですが教えていただきたいです。報告で、いろいろお示しいただく中で、コロナ禍前の令和元年を比較に出されて

いますけれども、コロナ禍以前に戻そうというのと、全体的に、棒グラフなんかで示していただくと、発足当時も非常に経営努力をされていて、緩やかな下降だったと思うんです。その曲線にそんなに大きく差がなく令和6年に来るのかなとは見えるんですけども、コロナ関係なく。令和元年と比較して無理がいく比較になっているんじゃないかなという思いもあるんです。そこは構わないものですか。

◎山本交通運輸政策課長 売上げの部分のお話だと思いますけれども、2ページの棒グラフにありますように、コロナ前と比較すると、運輸収入は落ちております。それについては、先ほども路線バス、路面電車の利用者、特に路線バスの利用者の件、そういったところで運賃収入が減ったり、高速貸切りバスが、コロナ前に比べて売上げが落ちているところが大きな影響になっております。

◎岡田（竜）委員 頑張っていたいてるので構わないんですが、比較対象を高いところに持っていくことは非常にいいと思うんですけども、令和元年になると、今後いろいろ考えていく上で支障が出てくるんじゃないかなと。ここだけを見ると思ったんですけども、そこに関しては、令和元年の水準に戻すことがまずあるということの確認をさせていただいても構いませんか。

◎山本交通運輸政策課長 令和元年の売上げ水準に戻すことは、なかなか厳しいと思いますが、債務の水準、借入れ額の水準をコロナ禍前に戻すのが1番の目的になります。

◎岡田（竜）委員 いろんなところで令和元年と比べてるのが気になったので、債務のことだけは、令和元年だけでも、その以外のことは、たまたまそこに合わせているのか。これまでの経過を知らないなので基本的な部分を知りたいなと思って、聞かしていただいています。

◎山本交通運輸政策課長 3ページで、どうしてもコロナをきっかけに、様々な指標が悪化した現実がありますので、これまでも令和元年度を比較対照にしております。当然個々の部門でコロナ前を大きな目標にしている部分もあったり、逆に路線バスといったところは、利用者が減っておりますので、そこまで目標として設定していない部門もあり、部門によって様々ある状況です。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

《総務部》

◎田中委員長 次に、総務部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より今城教育長、警察本部より岩田本部長が同席しております。

◎清水総務部長 総務部の議案等につきまして、総括して説明します。まず今回の補正予算の概要について御説明します。2ページです。上段が歳入、下段が歳出の表ですけれども、それぞれ補正額のうち、通常分が第1号議案、追加分が第14号議案による補正になります。今回の補正の総額につきましては、下の表(2)歳出のうち、補正額の小計B列を御覧ください。1番下ですけれども、24億1,787万6,000円の増額補正となっています。内訳は通常分が18億5,500万円余りの増額、追加分が5億6,100万円余りの増額となっております。歳出の経費別で申しますと、小計B列の上段(1)一般行政経費等が23億8,300万円余りとなっております。内訳は、通常分が、新たな制度融資の創設や、とさでん交通への支援など18億2,200万円余り。追加分が、LPガスや特別高圧電気料金高騰への支援など、5億6,100万円余りです。また下段の(2)投資的経費ですけれども、こちらは3,300万円余りとなっております。これは、旧高知南高校体育館の改修工事の設計に係る費用などです。財源については、上の表歳入の補正額の小計B列の中ほどにあります(2)特定財源が22億4,300万円余りを充てることとしています。内訳は国庫支出金が、重点支援地方交付金など、21億1,600万円余り。県債が1億2,900万円余り、その他が200万余りの減となっております。上段の(1)一般財源は財政調整基金を1億7,400万円余り取り崩すこととしております。以上が、補正予算全体の概要です。

次に、総務部関連の議案ですけれども、3ページは、補正予算関係の説明目録です。総務部からは、財政課の補正予算を計上しています。

4ページをお願いします。第2号から第8号までの7件の条例議案と、報第1号及び、報第2号の2件の報告議案を提出しております。なお、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

次に、報告事項です。今回報告しますのは、財政課から、県有施設のネーミングライツの導入について、行政管理課から、公社等外郭団体の在り方見直しについてです。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

最後に、主な審議会の状況ですけれども、本年3月12日から6月22日までの開催状況について説明します。高知県公益認定等審議会については、計3回開催し、諮問案件6件について審議し、うち5件は答申を受けて、1件は審議を継続することとなっております。高知県行政不服審査会については、計3回開催し、諮問案件5件について審議し、うち1件は答申を決定、4件は審議の継続となっております。高知県公文書開示審査会については、計6回開催し、諮問案件4件について審議し、1件は答申を決定され、3件は審議を継続しております。その下高知県職員倫理審査会については、6月6日に開催しまして、管理職員が事業者等から受けた令和6年度分の贈与等の状況について審議をしていただき

まして、委員の方からは特に問題とする意見はありませんでした。6ページと7ページに関連資料を添付しておりますので、御参照いただければと思います。最後、一番下ですけれども高知県公務災害補償等認定委員会については、令和7年5月27日に開催し、諮問案件2件について審議し答申が決定されまして、そのほか、専決事案5件について報告をしております。

私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、第4号議案について、行政管理課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎別府行政管理課長 当課からは条例議案、3件を説明します。

議案の順番と異なりますが、関係する課が多いため、まず第4号議案、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案について、関係課を代表して説明をします。

今回改正する条例は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、公立学校職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の3件です。改正の理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を考慮し、国家公務員等において、男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置がなされることから、本県においても、国に準じて同様の措置を講じるものです。

改正内容は2点です。1点目は、職員本人または配偶者が、妊娠出産したことを申し出た場合における、情報提供と意向確認などの措置です。本人または配偶者が、妊娠出産したことを申し出た職員に対して、育児休業制度の情報提供を行うほか、右側の点線囲みに例示している、出生児、両立支援制度などを知らせること、また、制度利用の意向を確認するなどの措置を講じることとされています。2点目は、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度の情報提供と意向確認などの措置です。3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に、右側に例示している育児期両立支援制度などを知らせること、また、制度利用の意向を確認するなどの措置を講じることとされています。加えて、子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭状況に起因して職業生活と家庭生活の両立に支障となる事情が発生した場合、職員の意向を確認し、始業時刻の調整や、業務量の調整などの配慮をすることとされております。

最後に施行日は、国家公務員同様に、令和7年10月1日としたいと考えております。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 異議はないですけれども、育児休業の場合に、始業時間に2時間の休業を保

障するとか、終業時間の手前にするとか、今の段階で育児休業を皆さんがどのくらいの比率で利用されているか、分かりますか。

◎別府行政管理課長 比率は手元にありませんけれども、部分休業を取得している職員が、例年大体10人少し。知事部局で、令和5年、令和6年いずれも10人少しが取得しております。

◎中根委員 それは、県庁職員ですか。教委とか、警察とか、その辺りは分かりますか。

◎別府行政管理課長 手元にあるのは先ほど申し上げた知事部局の数になっています。

◎中根委員 教育委員会は分かりますか。

◎今城教育長 部分休業は、令和6年度については、取得者数が男性2名、女性9名となっております。

◎岩田警察本部長 警察に関しましては、取得者はいない状況です。

◎中根委員 小さな子供を持ちながら、育休明けで必死で働いている皆さんがたくさんいらっしゃると思うんですけれども、さらに制度が、新たに、もう少し取りやすい状況になるのに、取得をしている方たちが随分少ないと思うんです。条例改正に伴って、きちんと取得できるような周知徹底をどのようにしていくのか、どうお考えでしょうか。

◎別府行政管理課長 知事部局では、この4月に、共働き・共育でサポートプランという子育てのプランを改定しまして、小学校3年生未満のお子さんを養育されてる職員に対して、面談をする機会を設けるようにしています。実際お子さんの、学校の送り迎えでありますとか、幼稚園の送迎とかを家族でどう分担してやっているか状況を確認して、必要な配慮を所属でしていただく面談の場を設けて対応しています。

◎中根委員 そういうことをしながらも、取得率があまり上がらない状況にならないように、せっかくできたいい中身を、皆さんが有効に使えるように、徹底もお願いしたいと思います。

◎西森（雅）委員 妊娠・出産したことを申し出た場合とありますが、この申出とはどういうことなんでしょうか。

◎別府行政管理課長 現在、職員と管理職が面談する機会が、年に3回ありまして、目標設定のヒアリングで、当初と中間と最終の年3回面談をするようにしています。その面談のシートの中で、所属として職員に対して配慮する事項がないか確認する項目を設けてまして、お子さんが生まれる予定ですか、御家族の介護とかも含めて、状況を確認していただいて、こういった申出があった際には、こういった休暇がとれるか個別に説明する形で対応しています。

◎西森（雅）委員 例えば妊娠をしました。それを申し出るときに、証明をするものは必要ないでしょうか。

◎別府行政管理課長 その際には、証明は求めておりません。

◎西森（雅）委員 どこまでも本人の申出で、例えば親が要介護幾つだとかは、必要ないのでですね。

◎中根委員 育児休業の制度を利用したときに、賃金的には減額になるんですか。

◎別府行政管理課長 賃金的には減額になるんですけども、共済から支援金が出る形になっています。昨年までは、手取りベースで7割程度補償される形だったんですけども、この4月に制度が変わりまして、夫婦で14日以上育児休業を取った場合に、最大28日分まで手取りベースで10割補償される制度が開始しております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席します。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 次に、当課所管の条例議案について説明をします。

第2号議案、地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案です。

改正の目的は、国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額の基準が改定されたことを考慮し、本県において行われる国会議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙で選任される選挙長等の報酬の額を改定しようとするものです。

改正の内容は、この条例の別表第2において、特別職の地方公務員に当たります選挙長、選挙分会長、選挙立会人及び選挙分会立会人の日額報酬が定められており、これを表に記載のとおり、国に準じた額にそれぞれ引き上げるものです。

最後に施行日は、改正法が6月4日付で公布され、同日付で施行されたことから、速やかに国に準じた措置を講じるため、議決後、速やかに公布し、同日に施行したいと考えております。

続きまして、第3号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について説明します。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業制度が拡充されること等を考慮し、国家公務員に準じた措置を講じるものです。

改正の内容は、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立をより一層支援するため、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる形態に加え、新たに1年につき10日相当を超えない範囲内で取得できる形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択できるようにするものです。この改正に伴い、資料中ほど改正前に記載のとおり、これまでは、正規の勤務時間の始めから、または終わりまでにおいて30分単位で2時間の範囲内で取得することができましたが、改正後にありますとおり、勤務時間のどの時間単位であっても、30分単位で2時間の範囲内で取得することが可能となります。また、改正後の下にありますとおり、1年につき10日相当を取得できる形態が新たに追加

されますので、これにより職員は、1日につき2時間の範囲内、もしくは1年につき10日相当のいずれかを選択して取得することができます。なお、配偶者の負傷疾病等、当初に取得形態を選択した際に予測できなかった事実が発生し、子の養育に著しい支障が生じると認められる場合は、部分休業の形態を変更することも可能になります。

最後に施行日は、国家公務員同様に、令和7年10月1日としたいと考えております。

行政管理課からの説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎田中委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 一般会計補正予算について説明します。

資料1ページを御覧ください。12款繰入金について補正をしています。先ほど総務部長から説明しました、6月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するものでして、繰入れ額として1億7,400万円余りの増額補正をお願いするものです。

補正予算に関しては、以上です。

次に、2ページを御覧ください。3月31日付で行いました、報第1号令和6年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告です。

3ページを御覧ください。こちらにつきましては、地方譲与税や地方交付税などそれぞれの額が確定したことに伴い歳入を補正するもので、例年3月に専決処分をしているものです。主な内容としては、3款地方譲与税は、21億3,300万円余り増額し、5款地方交付税は8億7,900万円余り増額し、それに伴い、12款繰入金におきまして、29億5,900万円余りの取崩しを取りやめるものです。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎田中委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎後藤税務課長 当課からは、条例議案3件と報告議案1件について説明します。

資料の1ページを御覧ください。1高知県税条例の一部を改正する条例から説明します。令和7年度税制改正に基づく地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正

する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、県税条例に必要な改正を行おうとするものです。主な改正内容について御説明します。

まず、個人県民税の所得控除の見直しです。就業調整への対応のため、国税である所得税においては、特定扶養控除の対象となる大学生年代の子等の所得要件を、現行の給与収入103万円以下から123万以下まで拡大した上で、新たな特定親族特別控除制度を創設することとしています。個人県民税につきましても、令和8年度から、所得税と同様の控除を適用させるため、条例に必要な規定を設けるものです。施行日は令和8年1月1日です。

次に、県たばこ税の課税標準の算定方法の見直しです。加熱式たばこについては、現在紙巻きたばこよりも税負担水準が低いことから、課税の公平性を欠いているとの指摘がありました。これを踏まえ、国のたばこ税と同様に、加熱式たばこの課税方式を現行の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式に変更するなど、紙巻きたばこと同程度の税負担となるよう見直しを行うものです。施行日は令和8年4月1日としておりますが、この見直しに係る激変緩和措置としまして、令和8年4月1日から、10月1日からの2回に分けて、2段階で課税方式の見直しを実施することとしています。

2 ページを御覧ください。2 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。地域未来投資促進法に基づいて実施される、地域経済牽引事業を促進する観点から、この事業の実施に必要となる施設等については、不動産取得税の課税を免除することとしております。この課税免除の特例の適用期限について、令和10年3月31日まで3年間延長する改正を行うものです。なお、適用は本年4月1日に遡及することとしております。

次に、3 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例です。半島振興対策実施地域において、設備投資を行う事業者に対しては、事業税及び不動産取得税の不均一課税を行っております。この不均一課税の特例の適用期限について、令和9年3月31日まで2年間延長する改正などを行うものです。なお、適用は本年4月1日に遡及することとしております。

以上が条例議案に係るものです。

3 ページを御覧ください。高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御報告します。法律の改正に伴い必要となる県税条例のうち、4月1日に施行しなければ、納税者に影響を及ぼすおそれがあるものについて、3月31日付で、県税条例の一部改正を専決したものです。主な改正内容ですが、(1) 法人県民税及び法人事業税については、地域再生計画に位置づけられた事業に対して、企業が寄附を行った場合に、法人県民税等の税負担を軽減する特例措置、いわゆる企業版ふるさと納税制度について、適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長するものです。

次に、（２）不動産取得税ですが、アのサービスつき高齢者向け住宅及び土地の取得に対する特例措置と、イの買取り再販業者が取得した中古住宅に係る税額の減額措置について、いずれも、特例の適用期限を令和９年３月３１日まで２年間延長するものです。

最後に（３）自動車税です。こちらもアのバリアフリー車両に係る課税標準の特例措置と、イの先進安全技術を搭載したトラックバスに係る特例措置について、特例措置の適用期限を令和９年３月３１日まで２年間延長するものです。

以上が専決処分に係るものです。

税務課からの説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

（なし）

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎田中委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小笠原市町村振興課長 当課からは、第８号議案高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

本条例につきましては、高知県議会議員及び知事選挙におきまして各候補者の選挙運動用自動車に使用した費用や、ビラ、ポスターの作成に要した費用につきまして、公費負担を行うことに関して、公職選挙法に基づき、必要な事項を定めているものです。公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられています。これらの選挙公営制度の種類は、国政選挙では、選挙の種別ごとに項目が規定されており、その限度額は、公職選挙法施行令により定められているところです。県議会議員及び知事の選挙についても、公職選挙法の規定により、条例で定めることによって選挙公営を実施することができるとされており、限度額を定める必要がある項目は、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に限定されています。

今回は、このうち、ビラとポスターの作成について、国政選挙の限度額を定めた公職選挙法施行令が、本年６月４日に改正施行されましたことから、条例においても同様に改定しようとするものです。

なお、国政選挙の限度額の改定は、３年ごとの参議院通常選挙が実施される年に改正される国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と合わせて検討がされており、今回は最近における物価の変動等を考慮したものとなっています。

以上で、市町村振興課からの説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 法改正に基づいたこのような単価の改正なんですけれども、一方的にこうですよとなるわけですか。業者は、紙が上がった、インクが上がった、人件費が上がったといろいろな条件があるじゃないですか。その辺りは加味されるんですか、されないんですか。

◎小笠原市町村振興課長 法律で改正されておりますので、国ではそういった議論はされていると思うんですけれども、そこまでは詳細の把握はしておりません。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総務部より2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈財政課〉

◎田中委員長 まず、県有施設のネーミングライツの導入について、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 県有施設のネーミングライツの導入について、御報告します。県有財産を有効活用して歳入確保するとともに、企業の知名度向上の機会を提供するなどの観点から、ネーミングライツの取組について本県においても実施したいと考えています。対象施設については、中段に書いておりますとおり春野総合運動公園陸上競技場、県民文化ホール、のいち動物公園の3施設から始めたいと考えております。ネーミングライツの契約期間については原則3年、最低希望価格については他県や高知市の例も参考に、金額を設定して実施したいと考えておりまして、現在、各施設500万円を想定しているところです。今後、募集、入札を行いまして、年度内に導入をしたいと考えています。

以上、財政課からの説明です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 本会議で西内議員からも質問があったところなんですけど、はっきり言ってこのネーミングライツ、高知市がやっているのを見ましたけれども、企業の宣伝で、何か公共施設として本当にいいのかなという思いを私自身はしています。3つの施設でやると書いていますけれども、関係して管理を受けているところからの意見を聞いていますか。

◎星財政課長 施設にも伺いまして、それぞれ了解いただいているところです。

◎岡本委員 施設としてはいいことなのでしょうけれども、私自身が違和感を持ったものですから。県民の財産ですから、県民の思いを聞き出すことが必要だと思うのですが、パブリックコメントで、県民の思いを聞き出すことにはならなかったのですか。

◎星財政課長 ネーミングライツは、そもそも制度の設定として、企業からお金をもらうことについては、宣伝効果にブランドイメージの向上といったものへの対価として頂くものですので、おっしゃるとおり、企業の広告としての側面があるのは事実です。一方で収入につきましては、ネーミングライツ導入施設に限らず、県民の皆様に提供する公共サービスの財源として広く使わせていただきたいと考えていますので、今回導入しようと考えています。そしてネーミングライツの愛称の部分は、今後施設側とも話し合いながらですが、実際に入れる具体の愛称は、ふさわしさも総合審査の中で判断していこうと考えているところです。

◎岡本委員 高知市のやっているものを見せてもらったと、最初に申しましたけれども、何かまさしく企業なんです。公共性、質問の中にもあり、それに対して答弁もされているんですけれども、公序良俗に反するようなものは除くとか、愛称に地名を残す、一定の条件を付して、公共施設としての品位、県民の愛着、これを配慮するという答弁がされました。これまで使っていた所ですから。それが1企業の名前に、前段はなっているわけですから。そういうことへの違和感も結構出てくると思うんです。具体的に誰がどういう形で、それを行うのかはもう決まっているわけですか。

◎星財政課長 審査につきましては、実際のメンバーは、庁内を中心に財政の担当課である我々と、施設の所管部門に入っていただくとともに、施設が御自身で入札されると利益相反の点などがあって難しいと思うんですけれども、そういった事情がないのであれば、これから御相談の上、施設の管理をしているところにも審査に加わっていただくことも含めて考えていきたいと思っています。

◎岡本委員 公共施設を企業の宣伝に使うことに対する、名は体を表すという言葉がありますが、県民共有の財産ですから、その辺りは1企業の選定にするようなことにしてほしくないんです。その辺りも慎重に対応していただきたいと思います。もう決めたのであれば、ここで議決することでもありませんけれども、今後、県民の思いをしっかりと受け止めるような進め方をしていただきたいと思います。

◎星財政課長 本会議の答弁でも申し上げさせていただいたところですが、住民の方にとってネーミングライツが設定されたことによって、場所が分かりづらくなったとか、以前の名前に愛着があるとか、そういったお声があり得ることは想定していますので、これから審査の前段の要件を設定していく場面でもそうですし、また審査においてもそういった部分にも配慮しながら進めてまいりたいと考えています。

◎中根委員 関連で。ネーミングライツは、つい最近、広がってきたのかなと思うんですが、発祥はどこで、全国ではどのような状況になっていますか。

◎星財政課長 日本で最初の例は承知しておらず申し訳ないんですが、行政運営の手法としては、高知県内では高知市が、昨年度から始められたとのことですが全国的には、比較

的以前から進んでいた内容だと考えています。動物園ですと、全国でも、仙台市であるとか広島市、四国ですと徳島市などでも導入をされています。

◎中根委員　そういうところで実施をされながら、原則３年となっていますよね。３年ごとに名前が変わる認識でいいでしょうか。

◎星財政課長　今回の広告宣伝の効果を企業側に提供してあげる側面もありますので、決めたものをずっとではなくて、一定の期間で再募集をして、そういった機会について広く開放することが必要だろうと。ただ一方で、毎年変わっては、利便性の面で問題があるといったこともありますので、全国的にもあるものを参考にして、３年を原則にしてはどうかと考えています。

◎中根委員　３年ごとと考えて、名前などは、看板とかいろんなところは、それぞれの企業が請け負って変えるんですと、議場で答弁されたと思うんですけども、それに伴い地図上で名前が変わるのでしょうか。本名は変えませんってありましたけれど、その辺りの扱いはどんなになりますか。

◎星財政課長　実際に地図をつくられる会社の考え方によるので、我々で統一的にというのはなかなか難しいかと思うんですが、愛称を地図の会社が作っておられる場合には、そういった対応が十分図られるように事前の周知は努めていきたいと考えております。

◎中根委員　全国的にも前例がたくさんありますとのお話でしたけれども、地図の業者の方たちは、本名だけで書いていいよみたいな、そういう表示もしていいんだみたいな知恵は、今回の導入についてありますか。

◎星財政課長　地図の作成部分につきましては、それぞれの地図の作成業者の民間での経営活動の部分になりますので、我々から絶対にこうしろと指図することは、難しいと思っています。一方で、おっしゃっていただいたような面も含めて一定の考え方をお示しするのはあり得ると思いますので、その辺りは、愛称をどういったところで活用することを想定していますというものを、より詳細に設計をして、募集の際の要綱に落とし込んでいくことになろうかと思います。

◎中根委員　岡本委員がおっしゃったけど、県民の財産であって、のいち動物公園、それぞれですけども、一生懸命たくさんの方が参集をして、動物だったらその命の問題も含めて努力をされている、そういう方たちにスポットが当たるんじゃなくて、お金と引換えに企業の名前にスポットが当たることに違和感があるんです。その辺りを導入もするとしてしまったのであれば、検証も含めて今後取り組んでいただきたいと、要請したいと思います。

◎岡田（竜）委員　他県も含め、いろいろ事例も見ていると、本当に冷や冷やするような、どうなるか、蓋を開けてみないとどう判断できるか分からないと思っているんですけども、ネーミングライツの権利を取得して、名前をつけない選択も、あり得ますか。

◎星財政課長 そういった選択もありまして、全国でも事例もあると伺っております。

◎岡田（竜）委員 私も他県の取組でそれを承知してしまして、企業のイメージアップということで、そういう選択をされることもあるそうです。ぜひ高知県でも、企業の選択の中に、名前をどうするかと一緒に、載せないのもイメージアップにつながることの提示を最初からお示しいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

◎星財政課長 そういったことを選択いただくときに、どういった記載方法で企業側に入札いただくかの案内も必要だと考えていますので、今おっしゃっていただいた点については、意を排して対応していきたいと考えています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

次に、公社等外郭団体のあり方見直しについて、行政管理課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎別府行政管理課長 公社等外郭団体の在り方見直しについてとある資料を、御覧ください。公社等外郭団体に対しましては、現在、職員採用や給与等について、一定の制約を設けておるところです。こうした中、資料の左上に記載のとおり、現在公社を運営していただく中で考えられる課題として、1点目として、一定の集客を見込めるなど、事業拡大の余地がある団体において、県が設定した、制約によって事業の拡大が難しくなっていること。2点目として、ハラスメントなどのコンプライアンスへの対応について、規模が小さい団体において、独自で対策をすることが難しいこと。以上の2点の課題があると認識しております。これらの課題意識のもと、改革の方向性の部分ですが、公社等外郭団体のうち、2つの区分に該当する団体について、制約の緩和や、県の支援を強化することを検討しております。

まず左側、自律性向上団体です。これは、一定の集客が見込める施設を管理運営する外郭団体について、団体の収入増につながる事業の拡大などをしていただき、予算給与などにおける制約の一部を緩和したいと考えております。具体的には白丸の部分ですが、まず自立性向上に関する計画を策定していただき、その計画に基づいて自主事業を拡大していただくことや、指定管理者の選定において、直指定とした場合は、代行料で余剰金が生じた際その一部を県に返還していただいておりますが、直指定から公募に切り替えるとした上で、代行料の余剰金の精算を免除する、つまり、管理者の収入とすることや、職員給与等について、県職員と同程度としている条件を廃止すること。常勤役員の登用に関する公募の実施を要請することなどを考えております。自律性向上団体は、自主事業などによって、集客増が期待できる、利用者数が年間5万人以上の施設を管理していることを要件とし、記載の6団体を選定することを考えております。効果としては、各団体が創意工夫のもと、高付加価値型のサービスを提供するなど、自律的に事業を実施して、収益を上げて

いただき、団体職員の処遇改善、人材確保などにつながることを期待するものです。

次に、右側のガバナンス強化支援団体です。これは、原則、小規模かつ県の財政支出割合が高い外郭団体等について、県の支援の強化を図りたいと考えております。具体的には、県が実施しているハラスメントなどの研修への参加の要請や、団体の要請に応じて常勤役員に県職員を派遣することなどを考えております。ガバナンス強化支援団体は、原則として、規模が小さく県の財政支出割合が高い団体とし、具体的には、プロパー職員が20人以下、経常収益における県の委託料などの支出割合が90%以上を要件とし、記載の5団体を選定することを考えております。なお、信用保証協会については、現在公社等外郭団体として扱っておりませんが、令和4年度にハラスメント事案が発生したことを考慮し、例外的に指定したいと考えております。効果としては、県の支援を強化していくことにより、ガバナンスの強化をはじめとする、効率的、効果的な運営が図られることを期待しております。なお、公社等外郭団体は、現在30団体ほどありますが、この2つの分類の要件に該当しない団体については、これまでと同様の扱いのままとすることを想定しております。

今後の進め方は、今回の公社等外郭団体の在り方の見直しは、県政運営指針の関係箇所の改定も必要となります。そのため、今後、各団体との協議やパブリックコメントによる意見公募を経た上で、9月議会において、県政運営指針の改定と併せて最終の報告をし、令和8年度から運用したいと考えています。

行政管理課からの報告は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 この問題については、私も質問で取り扱いました。自律性向上団体のほうについて特化して質問したいと思うんですけども、ここに6つの団体があります。この6つの団体とこれから協議を進めると説明がありましたけれども、直指定をやめることになって公募になって団体が受られなくなった場合に、例えば文化財団が、経営なり、運営が成り立っていくのか不安を持つんですけども、その辺りについてはどのようにお考えですか。

◎別府行政管理課長 公募になりますので、当然ながら、事業の実効性とかを評価させていただいて、こういったところが選定されるかも、審査の結果になろうかと思います。専門性ですとか公共性の必要性が高い施設については、そういったところの配点を高くすることで、公共性の確保はしっかり詰めていきたいと思っています。

◎岡本委員 やるとなれば、ぜひやっていただかないといけないですけども、団体が存続できるのかと。契約がなくなった場合に、そんなことを心配するんですけどもその辺りは、団体とお話になっているのか、そういうことを県としてきちっと考えられているのか。その辺りを教えてください。

◎別府行政管理課長 今回の見直しについては、事前に各関係団体にも、趣旨の説明もし

ております。委員が心配されておられる指定管理ができなくなる状況になるところは、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、専門性はしっかり評価をしますので、これまでの経験、現在の体制も、一定評価されるものではないかと。そういった形の選定もしたいと思っています。

◎岡本委員 それが分かった上で、公募ですから、企業が取れる可能性もあります。そうなった場合には、文化財団が経営ができるのか心配もするんです。高知県の文化行政が後退するのではないかと。将来を見越した場合に、そのような危惧をするんです。その辺りはきちっと検討されているのかどうかについて、お聞かせください。

◎別府行政管理課長 繰り返しになって恐縮ですが、選定において専門性がしっかり評価されるような、特に高い専門性が求められるような施設については、選定の際の評点もしっかり考えていきたいと思っています。

◎岡本委員 公募になって、収益を会社が自由に使えることになるとのことなんですけれども、利用料とか使用料の値上げに結びつくことはないわけですか。

◎別府行政管理課長 団体をお願いをする自主事業の拡大なんですけれども、いろんなやり方があるかと思います。1つは、今やっていないような企画展をつくったり、いろんなイベントをやったり、それによって企画展の料金を高くしたりする設定もあるかと思っています。そこは各団体においてどういった自主事業をされるか検討していただきたいと思っています。

◎西森（雅）委員 一定規模の集客施設を管理運営している外郭団体を自律性向上団体と言うのですが、管理運営が変更になった場合は、当然、自律性向上団体ではなくなるのだと思うんですけれども、そうすると指定管理で変更があるたびに、いろんな団体が自律性向上団体に入ってくることになるんですか。

◎別府行政管理課長 施設の集客数で指定していますので、仮に変更になった上で、指定管理を行う団体が公社等外郭団体になる場合は、そういった検討が必要かと思っています。

◎西森（雅）委員 そうすると、団体は、施設を管理運営していることによって団体になり得る考え方でしょうか。

◎別府行政管理課長 そのとおりです。

◎西森（雅）委員 5万人以上の施設になると、ほかにもある気はするんですけれど、県民文化ホール、そういうところにはこれに入っていない。どういうところで入らなかったのか。

◎別府行政管理課長 今回の対象が、指定管理を受けている公社等外郭団体でして、県民文化ホールの場合は、民間企業が取られております。民間企業の場合は、県で、先ほど申し上げた予算でありますとか、職員採用とか給与の制約をかけていませんので、そこは自由に今もしていただいている考え方です。

◎西森（雅）委員 将来的に、今はこういう財団関係が取っているわけなんですけれども、民

間が、体育館の管理であったり、のいち動物公園の管理を、もし取った場合に、民間の団体は、自律性向上団体には入らないことになるんですか。

◎別府行政管理課長 そのとおりです。

◎西森（雅）委員 県と関係してる財団しかねないことですか。

◎別府行政管理課長 そのとおりです。

◎清水総務部長 課長から説明がありましたけれど、もともと公社外郭団体は、制約を重ねて窮屈になっているんです。今回の見直しは自律性向上団体については、民間に近づけるような規制緩和をしようとする話です。先ほどの県民文化ホールもそうですけれども、民間が入ってきてももともと自由にできる立場でやっていまして、そう意味で、公社であるがために重ねている制約が緩和されるイメージで御理解いただければと。

◎中根委員 枠を外して、民間の運営に道を開く一步になる思いがしまして、ここに出ている自律性向上団体の対象団体になっている6つ、それぞれ、特に文化財団、牧野記念財団、のいち動物公園協会、土佐山内記念財団、どこも専門性が高く求められて、そういう方たちを研究所いっぱい集めて、企画運営をこれまでしてきた、そんな中で集客も高めてきた。給与の面で、指定管理のところで枠をはめられているので、そこが窮屈だからもっと外しましょう。いやいやそれだったら、もっと別のやり方があって、県民の財産を守る、言ったらシンクタンクみたいなところは大事にしながら、もっと自由度をつくる形が必要なんじゃないかと。民間に放すのではなく、民間が取るかどうかわかりませんが、そういう門戸を開くのではなくて、逆に、県の直指定、県がやりますという方向が、それぞれの研究団体なり機関を、県民から預かって守り、いろんなことを発掘し、そして県民に見せていく、返していく、そういう財産の扱いが大事なんじゃないかと。何年かに1度、どこが取るかわかりませんみたいな中で、これまで高知に来てこういう研究ができるから、山内財団の研究員になりましたという方たちの顔が浮かぶと、とても不安定な状況の中に、県がそういう財団を投げ込んでしまうんじゃないかという思いがあるんです。ヒアリングしたときに、それぞれの団体からは、悩みとか、意見は出てきませんでしたか。

◎別府行政管理課長 ヒアリングでは、やはり今まで直指定で取れてたものが、公募になるところは、少し御意見がある団体の方もいらっしゃいました。ただ一方で、今回、これまで県議会でも指摘をされておりました職員の処遇ですとか、団体の職員のモチベーションに、一定の自由度を持たせるためには一定の収益を上げていただいて、それでもって、処遇の改善につなげていただく必要があると思っています。そういった収益を上げる場面において、指定管理として、指定管理の代行料も県からお支払いしていますので、そういった指定管理の業務をしながら、自律性を高めていただいて、自主事業を拡大していただく段に当たっては、やはり公募は必要な手続ではないかなと、今回こういう形で提案をしております。

◎中根委員 民営化への道を開く一歩になる危機感がとにかくあって、それぞれの研究団体、自律性向上団体と分類されるところが、もっと羽ばたける状況は、民営化に道を開かなくてもできるんじゃないかと。そういうことをしている県も、日本の中にはあるんじゃないかっていう思いがして、団体の中で主要な役割をされてる方の中にも、むしろ直営に戻したほうがいいよとおっしゃる方もいらっしゃるんです。もっと意見をしっかり聞いて組立てしてほしい思いがします。

◎別府行政管理課長 今回の見直しは、繰り返しになりますけれども、団体の職員の処遇改善とかを主眼に置いておりまして、決して民営化をすることが目的ではありません。9月議会で最終報告をしますけれども、それまでの間、部局とか団体とも話をして、しっかり話を聞いて、最終的な制度設計につなげていきたいと考えています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

(昼食のため休憩 12時14分～13時28分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《会計管理局》

◎田中委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは、議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の6月補正予算について御説明します。

2ページをお願いします。総務事務センターの一般会計補正予算です。税制改正に伴う総務事務集中化システムの改修委託料1,009万8,000円の増額をお願いするものです。詳細につきましては、総務事務センター課長から御説明します。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

総務事務センターの説明を求めます。

◎岡林総務事務センター課長 総務事務センターの一般会計補正予算案について御説明します。

資料1ページをお願いします。右側説明欄に記載の総務事務集中化システム運用保守等委託料につきまして、1,009万8,000円の増額をお願いするものです。内容としては、令和

7年3月31日に、所得税法等の一部を改正する法律、令和7年度税制改正法が成立し、所得控除の引上げなど、所得税に関する所要の改正が行われましたことから、これに対応するため、年末調整の事務手続に係る総務事務集中化システムの改修を行うものです。

総務事務センターの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎田中委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城教育長 初めに議案について説明します。6月議会に提出しています教育委員会関係の議案は、令和7年度高知県一般会計補正予算が2件と、条例その他議案1件の計3件です。

まず、令和7年度一般会計補正予算について御説明します。議案説明資料の2ページから3ページ。教育委員会補正予算総括表を御覧ください。教育委員会所管の補正予算につきましては、1億8,949万5,000円の増額をお願いするものです。増額の内容ですが、県民体育館の再整備に伴い、旧高知南中学校・高等学校の体育館を整備するための実施設計に必要な経費、学校等において、日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うために、市町村が実施する体制整備等を補助する経費、国の経済対策を活用し、学校給食費の負担軽減を図る経費等を計上しているものです。

次に、条例その他議案につきましては、4ページの議案目録を御覧ください。上から3つ目、第4号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案の1件です。こちらについては、総務部からも同内容の説明をしましたとおり、関係法令の一部改正に伴い、職員が仕事と育児との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

次に、報告事項につきましては、安全安心な水泳授業の実施に向けた取組みについて及び非強制徴収債権の放棄についての2件です。それぞれの報告事項の内容は後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の開催状況を説明します。5ページを御覧ください。高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に開催しました。今後も審議の経

過や結果につきましては、適宜、委員の皆様に御報告します。

私からの総括説明は以上です。

〈学校安全対策課〉

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

はじめに、学校安全対策課の説明を求めます。

◎小川学校安全対策課長 当課の6月補正予算案につきまして御説明します。

資料の1ページを御覧ください。まず歳入は、次に御説明します歳出予算の増額補正と連動して、起債を増額するものです。

次に、2ページを御覧ください。歳出ですが、右端の説明欄、設備保守等委託料につきまして、1,784万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは、旧高知南中学校・高等学校の体育館の整備に向けた実施設計などに要する委託料です。詳細は、次のページで説明します。

3ページを御覧ください。概要ですが、県民体育館の再整備が計画されていますことから、県民の日常的なスポーツ活動の場を確保するため、旧高知南中学校・高等学校の体育館を今後20年程度活用できるよう整備を行うもので、今年度の実施設計を行い、令和8年度に工事を実施したいと考えております。この体育館につきましては、築38年を経過して老朽化が進んでいるため、改修の必要があると想定している主な工事内容は、資料の中ほどにありますとおり、照明のLED化、消火設備の新設、水道工事、床の張り替えなどです。

最後に整備スケジュールですが、今回の補正予算をお認めいただけましたら、早期に実施設計委託を発注し、工事の内容や金額を精査の上、工事費を来年度当初予算に計上し、県民体育館の解体工事が開始される予定の令和9年度当初までに工事を完了させたいと考えております。なお、工事完了後は、スポーツ課に移管し、同課による指定管理により、令和9年度から一般への貸出しが開始される予定です。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 施設整備の設計料はオーケーなんですけれども、ここを利用するときの施設整備として駐車場関係は十分なのかという議論があるんですがどうですか。

◎小川学校安全対策課長 どれぐらい確保すれば十分かは分かりませんが、全体ですぐ整備出来ますのが30台ほどです。まだほかにスペースもありますので、そこをどこまで駐車場にするかは、スポーツ課の判断になります。

◎中根委員 場所も場所ですし、スポーツをする団体競技となったら、結構たくさんの方が訪れることになる。駐車場も必要になるので、ぜひ設計や様々なときに、駐車場問題は、なるべく具体的に解決できるような方向でつくっていただきたいと思います。

◎小川学校安全対策課長 スポーツ課と協議して進めてまいりたいと思っています。

◎三石委員 中根委員と重複する部分もあると思うけれども、この体育館。前からぜひ活用したいクラブチームとか、たくさん要望があったんです。待ちに待って、予算を1,700万円つけて整備をするということで、非常にありがたいけれども、整備をした後、スケジュールを書いています。柔道場、剣道場、トレーニング室とあるけれども、これ以外にもいろんな競技があります。そういうところからの要望があります。合気道だとか、空手だとか。そこら辺りまでは考えてないですか。駐車場のことも含めて、整備をした後のこと。

◎小川学校安全対策課長 活用につきましては、スポーツ課に任せることになっています。

◎三石委員 お任せするという事は、スポーツ課でやるわけですか。

◎小川学校安全対策課長 そのとおりです。スポーツ課の方針等に従いまして、全部がそうなるまではいきませんが、協議をして、中身を詰めていく形になっております。

◎三石委員 学校安全対策課も、スポーツ課に任せるだけではなくて、もうちょっと連携もって、その辺りを十分把握しておく必要があるんじゃないですか。

◎小川学校安全対策課長 整備につきましては、どういうふうにやっていくかも、スポーツ課と十分協議をして、進めているところです。

◎小笠原教育次長（総括） 旧南中学校・高等学校の跡地の利活用については、これまでも、スポーツ課、総合企画部の政策企画課とも十分話をしてきたところです。今後県民体育館の再整備もあるんですけれども、そういうことも含めてスポーツ課の話をさせていただいたんですが、現に旧南中学校・高等学校の体育館につきましては、柔道場であるとか、トレーニング室とか県でも利用する格技場のスペースもありますので、そういったことも含めて、利用についても十分考えられるところです。いずれにしても、令和9年度から利用開始するに当たって、どのような形で協議していくか、関係課ともよく話をしていくこととなりますけれども、我々教育委員会もそこにはかみ込んでいきたいと思っています。

◎三石委員 ここにも書いているように、県民の日常的なスポーツ活動の場を確保するため整備されることは本当にありがたいことですから、ぜひお願いしたいと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈小中学校課〉

◎田中委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 小中学校課の6月補正予算につきまして、御説明します。

2 ページを御覧ください。右端の説明欄1 学力向上推進対策費ですが、新たに日本語指導支援員配置事業費補助金につきまして、52万4,000円の増額補正を行うものです。

3 ページを御覧ください。日本語指導支援員配置事業費補助金は、日本語指導が必要な

児童生徒に日本語指導を含めたきめ細かな支援を行うなどの教育環境の整備に係る経費について、国の補助事業を活用して、市町村に対し補助を行うものです。高知県内の日本語指導を必要とする児童生徒数は、令和5年5月時点で43名おり、年々増加傾向にあります。県では、市町村教育委員会に対して、国の補助事業の周知を行い、令和7年2月に、市町村から申請書の提出がありました。令和7年度当初予算要求には計上していませんでしたが、必要な支援であると捉え、市町村が早急に対応できるよう、増額補正をお願いするものです。

小中学校課からは以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 金額としては、52万4,000円で、100%の補助額ではないですけれども、18人に1人とか、3人の日本語担当指導教員と書かれていますけれども、一体、どんな雇い方になっているのか、これで賃金が十分なのかその辺りを聞かせていただきたい。

◎高橋小中学校課長 今回申請が上がってきておりますのが、一つの自治体でして、対象の自治体の対象児童は3名になっております。補助内容は、事業概要の取組例にありますけれども、日本語指導補助者、母語支援員の学校への派遣があります。当初、自治体から出てきております申請書の中には、具体的な人数までは記載されておりませんが、支援員が1名以上雇用される予定になっていると伺っております。

◎中根委員 日本語の指導は出来ても、児童生徒の母国語も少しは分からないと、うまく意思疎通ができないんじゃないとか、いろんなことが心配なんですけれども、該当する方がすぐに見つかる手だてが打てているのか、その方たちの労働時間はどうなっているのかを教えてください。

◎高橋小中学校課長 支援員の雇用についての手だてが打てているのかにつきましては、該当の自治体が、現在の情報としては、既に、自治体で雇用しているとお聞きしておりますので、この補助事業を認めていただきまして、その自治体に補助が執行できる状態になりましたら、支援員が雇用できることになってくるかと思います。また、雇用条件につきましては、自治体になるかと思うので、県としても十分支援をしながら、よりきめ細かな指導支援ができるように、これからも情報共有しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

◎中根委員 気になったのは、予算額が少ないので、本当にこれで1年間の雇用を、100%ではないにしても、潤沢に続けられる形になるのかが心配でした。その点は大丈夫ですか。

◎高橋小中学校課長 申請が上がってきております自治体におきましては、財源等の確保もする予定と聞いておりますし、1名の支援について引き続き雇用ができるように、財政面も含めてしっかり取り組んでいくと伺っておりますので、見通しは大丈夫ではないかと思っております。

◎中根委員 ぜひ、丁寧に見てください。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎田中委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎麻植高等学校課長 高等学校課の補正予算について御説明します。

資料1ページを御覧ください。資料右端説明欄の1高等学校等就学支援金事業費です。いわゆる高校無償化に対応した国の就学支援金制度、また、奨学給付金制度の拡充に伴って増額補正を行うものです。

続いて、資料2ページを御覧ください。資料左にあります①授業料に対する支援についてです。授業料相当額を支援する高等学校等就学支援金制度は、今年度、収入要件の撤廃によりまして、これまで授業料を負担しておりました、年収約910万円以上の世帯の高校生等も支援対象となります。この支援により、全ての高校生が安心して勉学に打ち込める環境を整備するものです。次に、資料の右にあります②授業料以外に対する支援についてです。授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度につきまして、今年度、非課税世帯の給付金単価の引上げを行うものです。これにより、家庭の教育負担の軽減をいたします。今回の補正予算は、これらの支援を実施するため、1億7,093万6,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、資料3ページです。右端の説明欄に、財源更正のみの記載となっておりますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できるようになりましたので、県立中学校に在籍する生徒の給食費につきまして、物価高騰に伴う令和7年度からの値上げ分を支援し、保護者等の費用負担軽減を図るものです。

なお、本年度当初予算におきまして、値上げ後の給食費単価で計上しておりましたため、補正予算額の追加はなく、財源のみの変更になります。

高等学校課からは以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 高等学校の就学支援、よかったなと思いますけれども、その中で、留年生とか、中退をした子供が、もう一度学校に行こうと思って入学をすとか、入学と卒業が3年間なり4年間の通常のベースと外れた場合に、その子供の学資の補助はどうなるんでしょうか。その中に入ってるか。

◎麻植高等学校課長 国費は入ってないんですけども、県で、留年した生徒ですとか、再度学び直したいと再入学する生徒につきましては、予算を確保して対応しております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈保健体育課〉

◎田中委員長 次に、保健体育課を行います。

◎山崎保健体育課長 保健体育課の補正予算について説明します。

保健体育課議案説明資料、2ページを御覧ください。今回の補正予算は、物価高騰への対応として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定時制の県立高等学校6校で実施をしている夜間給食に関して、令和7年度に、物価高騰等に伴う給食費の値上げがされた2校61名を対象とし、各校の値上げ費用に対して補助を行い、保護者等の負担軽減を図るものです。

保健体育課の説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

議案に関係ないかもしれませんが、お伺いしたいんですが、先ほども説明があったように学校給食とか、食育の分野は、県立高校は保健体育課で持たれていると思うんですけど、それが私学の中学校・高校になった場合に、食育の観点であれば、県の組織として、どこがカバーされていますか。

◎小笠原教育次長（総括） 地産地消というところで農業振興部が、カバーすることが多いと思います。

◎田中委員長 私が申し上げたのは、食育の観点でお話をしたんですけど、県立高校であれば保健体育課だと思うんです。私立の中学校・高校になった場合は、食育の観点ではどこですかとお尋ねしたんですけど、農業振興部になりますか。

◎小笠原教育次長（総括） そういうことでいいますと、教育委員会で情報提供でできる分はあるかと思うんですけども、県の組織として、組織的に私立学校に食育を強く訴えるところは現状ではないと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈保健体育課〉

◎田中委員長 まず、安全安心な水泳授業の実施に向けた取組みについて、保健体育課の説明を求めます。

◎山崎保健体育課長 安全安心な水泳事業の実施に向けた取組みについて説明します。

資料、2ページを御覧ください。昨年7月、高知市の小学校における水泳授業中に発生した男子児童死亡事故の重大性を踏まえ、今後、同じ事故を二度と発生させないため、県

教育委員会では、本年４月に、水泳指導における安全管理指針を策定しました。これは、その概要版となります。指針では、国が示す指導資料を基本的な考え方とし、その内容を時系列に再構成するほか、留意点の追記や、図示により、水泳指導における安全管理のポイントを体系的に提示しております。また、県内小学校における水泳授業の実施状況調査結果や、高知市事故検証委員会の報告書の内容を踏まえ、より具体的な取組を提示するようにしました。策定した指針は、各市町村教育委員会及び県立学校へ通知するとともに、国立、私立学校にも、参考送付しております。

資料の左側を御覧ください。主なポイントとして、適切な水位とその工夫として、入水時、水位は児童のへそから胸辺りを基本とし、全ての児童の両肩が、水面から出ていることを必ず確認することのほか、授業者及び監視者の役割として、授業者とは別に、プールサイドからプール全体を見渡す監視者を１名以上配置することなどがあります。また、緊急時の対応マニュアルや、授業直前、授業中、授業直後に使用するチェックリスト等を例示し、水泳授業での活用を求めています。

次に、資料３ページを御覧ください。水泳授業を実施するに当たり、事前に開催した安全管理研修会の内容と、その後の取組をまとめたものです。まず、研修会は、５月１２日、１９日の２日間に分け、地区別に実施しました。参加対象は、高知市以外の公立小学校、県立特別支援学校小学部であり、各校の参加者は原則２名、そのうち１名は、管理職または体育主任としました。研修会当日は、国立及び私立小学校の希望参加者を含む１４８校、２２４名の参加がありました。研修会の内容は、命を守る泳法指導、監視方法と、プールにおける救助の実際などです。日本赤十字社高知県支部の職員を講師に招き、実習を中心に研修を行いました。資料右側を御覧ください。集合研修後は、各学校において、研修受講者による校内伝達研修が実施されました。県教育委員会が作成した研修動画を使って、安全管理指針や安全管理研修の内容を、教職員間で確認するほか、実際にプールを使用し、一次救命処置、溺者の発見から救助までのシミュレーションを行うなど、それぞれの学校において、研修内容の共通理解を図っています。校内研修後、高知市立長浜小学校などを除く、ほぼ全ての小学校において、６月から水泳授業が実施されています。

また、各学校における具体的な取組事例として、適切な水位設定については、プールフロアの購入、管内の小学校に低学年用の小プールが設置されていない自治体において、新たに簡易プールを購入し、学校に設置した例があります。そのほか、児童が着用する水泳帽の色を、遠くから見やすい色への変更や、授業実施者と監視者の役割分担の徹底、監視員の増員、教職員以外に、保護者や地域の方への監視員の依頼といった取組も行われています。

このように、県内の各学校において、安全管理のさらなる徹底を行っており、今後は、県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、各学校の状況を聞き取るとともに、必要があ

れば、学校を訪問して助言を行うなど、引き続き、安全安心な水泳授業の実施に向けて取組を進めます。

以上で、保健体育課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 プールの給排水による水位設定です。これまで水質を保全するために、オーバーフローしながら給水することによって、水質が保全されてきたと思うんですけども、その辺りについては、1回いっぱいにして、高学年が使って水位を下げてと読み取れるんですが、水質の保全はどのようにやられるのか。それと水道料が余計に要るのではないかと、その辺りの財政措置はどのようにお考えなのかを教えてください。

◎山崎保健体育課長 水質につきましては、オーバーフローしていかないと、一定の水質が保たれませんので、ふだんは1回オーバーフローして、水を循環して、塩素等の薬を入れる。高学年から順番に授業をやっていって、少しずつ抜きながら循環は引き続きしていく。週末になって授業が終わったら、再度満水にして、オーバーフローをさせることでの水質保持、それから、学校におきましては、ごみとか虫等が入ってこないように、ブルーシートをかぶせて防いでると聞いております。財政支援につきましては、各市町村で対応をお願いしています。

◎岡本委員 水位が下がったとき低学年が授業をするときに、水質の保全はできるんですか。1回またオーバーフローさせるのですか。その辺りを教えてください。

◎山崎保健体育課長 水位が下がりましても、プールの構造にもよるんですけども、排水口から排水して、そこから循環ポンプに回して、塩素等を注入しながら、ろ過して、元に戻す循環システムがありますので、給排水する口より下がらなければ、循環は可能です。

◎岡田（竜）委員 もう絶対に事故は起こらない形での取組だと思うんですけども、監視者を1名以上必ず配置すること、子供同士でもお互いに見ると記されていますが、子供が子供を見るときに、学校によっては、子供の判断でゴーグルをつけることがあると思います。そこら辺の話は、どのような形でされていますか。

◎山崎保健体育課長 子供たち同士での安全管理につきましては、バディシステムという2人1組で声をかけ合ったり、手を握ったりして、相手の体調とか、人数確認も含めて、パーティシステムで指導するようにしております。ゴーグルにつきましては、各学校での判断、もしくは、御家庭での判断となると思いますので、各学校や生徒に任せている状況だと思います。

◎岡田（竜）委員 そうだと思っていまして、子供が、大人もそうですけれど、ゴーグルがあるなしだと、あったほうが見やすいと言う大人が多いように感じています。子供も同様かなと思っていまして、子供もこういうシステムの中に組み込まれたのであれば、お互いに目視で確認することが、裸眼でも大丈夫だということが知見としてあれば、そういう

話はしなくてもいいんでしょうけれども、安全管理の上で向上させられるためにゴーグルが必要であれば、ぜひその議論もしていただければより安全に授業をやっていただけるのではないかとってお聞きしました。

◎山崎保健体育課長 学校では、必要に応じてゴーグル等を着用して、水中の状況を確認することを指導していただいております。

◎岡田（竜）委員 これまでももちろんやってきたんでしょうけれども、より安全にということであれば、そういった話があってもいいんじゃないかなと思ひまして、必要ないのであれば必要のない根拠を言っていただければ、そうかと思ひますし、私自身は、必要なのではないかとってお聞きしました。ぜひ、今後の課題に上げていただく必要があると思ひたんですけれども、いかがですか。

◎山崎保健体育課長 今年度の実施状況も調査しておりますので、その後、小学校の体育主任会とか、学校訪問した際に聞き取りをしまして、議論の必要性についても取り組んでまいりたいと思ひております。

◎西森（雅）委員 いろんな対策をしていくとのことですが、昨年のプールの事故に関しては、本当にいたたまれない思いをしたところでした。いろんな対策も大事なんですけれども、1番大事なのは、やはり現場、また学校の皆さんの子供たちの命、安全を守っていく心構え、覚悟がなければ、幾らいろんな対策をしていったとしても、また何らかの事故が起きかねないと思ひます。本来であれば昨年、教員たちの中に、子供たちに対する覚悟があったならば、この対策がなかったとしても事故は起きていなかったと思ひます。そういうことを考えたときには、いろんな対策をしていくことも当然大事ですけれども、それ以上に大事なのは、教育に携わる教員の皆様の子供たちを守っていく心構えと覚悟を、現場の先生たちにぜひ伝えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎山崎保健体育課長 命を最優先に考えなければいけないことですので、機会があるごとに、そのことにつきましては、先生方にそういった心構え、覚悟を持って取り組むよう、事あるごとに言ってまいりたいと思ひております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎田中委員長 次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎吉村人権教育・児童生徒課長 令和6年度に、高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告します。

資料の1ページを御覧ください。令和6年度に債権放棄を行いました案件の一覧となります。高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権が2件、同奨学資金給付金

の戻入金に係る債権が1件、同奨学資金貸付金に係る債権が3件の合計6件の放棄を行いました。

案件の説明の前に、当課が所管する債権の概要について説明します。1 地域改善対策特定事業等の概要を御覧ください。この奨学金は、同和問題を背景に、経済的な理由により進学後、修学が困難な方に対する支援措置として、昭和33年度から制度が開始されました。2 ページを御覧ください。本制度は、平成13年度末をもって終了しておりますので、現在は、貸与した奨学金の回収業務のみを行っております。時効が経過していない債権については、催告等の回収業務を継続しており、時効が経過している債権については、債権放棄に向けた整理に取り組んでおります。回収業務は、督促や定期的な催告を行い、債権者の事情も伺いながら、分割納付や免除等の案内を行っております。このうち、職員が対応しても、回収が困難と判断される案件は、弁護士への委託を進めております。また、時効が経過している債権を対象に、回収が極めて困難であると判断される案件で、債権放棄の要件を満たしている場合は、債権管理推進部会の審査を経て、債権放棄を行います。

2 債権整理に向けた取組の1 高知県債権管理条例の制定を御覧ください。本来、債権放棄は議決事項とされておりますが、高知県債権管理条例の施行により、非強制徴収債権については、一定の要件を満たす場合に、専決処分による債権放棄が可能となりました。また、債権放棄は、年度末に一括して行い、6月議会に報告することとなっております。全庁的な取組に記載しておりますとおり、この条例の施行により、時効期間が経過している債権については、全庁的に債権整理に取り組んでいくこととなっております。

次に、3 令和6年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。今回放棄した6件の債権について、説明します。放棄案件1は、平成13年4月に、貸与開始後、平成15年4月に自主退学をしたため、既に貸与した、同年5月分から7月分の8万4,000円について、戻入の必要が生じたものです。債権整備に向けて、返還意思確認の文書を送付したところ、主債務者と連帯保証人の相続人である次男からは、返還の意思なしとの回答がありました。連帯保証人の相続人である妻については、送付した文書が、宛てどころに尋ね当たらず返還され、所在不明のままとなっております。また、住所地を訪問しましたが、主債務者と連帯保証人の相続人である妻は所在不明、保護者と連帯保証人の相続人である次男、次女は不在で、いずれの家も暮らしぶりはよくないことがうかがえたため、条例第14条第2項第1号の財産なし及び第3号の所在不明に該当すると判断いたしました。

3 ページを御覧ください。放棄案件2、放棄案件4についても、同様の事由に該当すると判断した事案となっております。

放棄案件3は、給付期間中の、昭和57年11月に自主退学をしたため、既に給付していた同年12月分の給付金2万8,000円について、戻入の必要が生じたものです。令和3年8月に返還意思確認の文書を送付したところ、主債務者から返還意思がある旨の回答がありまし

た。しかしながら、その後の催告には反応がなく、昨年11月29日に、住所地を訪問するも、所在不明であることを確認したため、条例第14条第2項第3号の所在不明に該当すると判断いたしました。

3 ページの下、放棄案件5は、昭和62年に高等学校分、平成2年と平成3年に大学分をそれぞれ貸与開始後、一部免除及び返還後の残高54万1,029円が未納のまま、平成27年3月10日に時効が完成した債権となります。主債務者については、平成24年3月に返還意思がある旨の連絡がありましたが、その後返還はなく、昨年10月に、催告兼資力状況確認の文書を送付したところ、生活保護受給証明証の提出がありました。連帯保証人についても同様の文書確認に対して、生活保護受給証明証の提出がありました。また、保護者の相続人からは、相続分が、同年12月24日に全額返還されました。主債務者及び連帯保証人については、生活保護受給者であることから、条例第14条第2項第2号の生活困窮に該当すると判断いたしました。

4 ページの放棄案件6は、昭和62年に貸与開始後、一部免除後の残高33万9,750円が未納のまま、令和3年3月27日に時効が完成した債権となります。主債務者については、平成24年から令和6年まで、催告状を送付してきました。平成28年に2回、令和元年度にも再度返還意思があることを確認しましたが、これまで返還はなく、その間に、住所地訪問もしましたが、不在でした。昨年10月に、主債務者、保護者の相続人、連帯保証人の3名に、催告兼資力状況確認の文書を送付したところ、主債務者と連帯保証人からは、市・県民税所得（課税）証明書の提出があり、非課税世帯であることを確認しました。保護者の相続人からは、相続放棄申述受理通知書の提出がありました。主債務者及び連帯保証人は非課税世帯であるため、条例第14条第2項第1号の財産なしに該当すると判断しました。

これら全6案件について、税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、本年3月31日付で債権放棄を行い、5月8日付で不納欠損処理をしました。

最後に、未収金債権削減に向けた今後の取組です。まずは、時効が経過していない債権につきまして、今後も定期的な催告や弁護士委託による債権回収を協議、検討し、未収金債権の削減に取り組んでまいります。また、時効が経過している債権につきましても、同様に催告等を行うことで、回収を行うとともに、回収が困難と判断された案件については、債権放棄に向けた検討を行ってまいります。

以上で説明を終わります。。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで、15分ほど休憩とします。再開は14時40分とします。

(昼食のため休憩 14時23分～14時39分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎田中委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岩田警察本部長 議案の説明に先立ちまして、このたび発生しました職員の不祥事について、御報告します。本年6月12日、警務部警務課で勤務する巡査長が、高知市内の量販店において、女性のスカート内を盗撮しようとした事案が発生したことから、6月16日、この巡査長を、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反で通常逮捕いたしました。県民の安全安心を守る立場にある警察官にあるまじき行為であり、被害に遭われた方、そして、県民の皆様にも深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。なお、詳細につきましては、警務部長から後ほど説明します。

それでは、警察本部提出の条例議案2件について、説明します。第4号議案の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略します。ここで1点訂正をします。午前の質疑で、中根委員から御質問のありました。育児に係る部分休業につきまして、利用はない旨、御報告したところですが、正しくは、令和6年中15人の利用がありましたので、おわびして訂正します。

次に、第12号議案、警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案について説明します。説明資料の5ページをお開きください。本議案につきましては、警察法施行令の一部改正に伴い、警察官等への支給品目を改正しようとするものです。詳細につきましては、総務参事官から御説明します。

私からの説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、総務参事官の説明を求めます。

◎形岡総務参事官 第12号警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案について説明します。今回の改正は、警察法施行令の一部改正に伴い、警察官等に支給する被服の品目から夏服スカートを削るものです。資料5ページ中段の条例改正の要点を御覧ください。本年4月1日、女性警察官の職域拡大等に伴い、現場警察活動での機動性を重視してズボンが着用されている実態を踏まえ、警察庁の警察官及び皇宮護衛官の支給品の品

目からスカートが削除される警察法施行令の一部改正が行われました。都道府県警察官への被服の支給等に関しては、警察法第68条第2項において、政令に準じて条例で定めるところによるとされておりますので、政令の改正に伴い、条例第3条第3項から夏服スカートを削る改正をするものです。

なお、県警察におきましては、平成27年度より女性警察官へのスカートの支給を休止していますので、条例改正に伴う運用上の変更はありません。また、今回の改正に併せて、第5条中の用語の整理も行います。施行日につきましては、公布日施行としています。

私からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 職員からスカートをはきたいとの要望はなかったんですか。

◎形岡総務参事官 職員から確認しましたが、平成27年度以降休止しておりますけれども、着用したいとの声はありませんでした。

◎田中委員長 終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、警察本部より2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎竹内生活安全部長 令和7年度の審議会等の開催結果につきまして、御説明します。

審議会の開催結果のページを御覧ください。警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の令和7年度第1回理事会につきましては、5月7日に、高知市役所4階特別応接室において開催され、桑名龍吾会長など10名により、令和7年度正会員の会費の修正、令和7年度事業計画案及び収支予算案の修正、令和6年度事業報告及び収支決算、顧問1名及び参与4名の選考、理事9名の選任、令和7年度第1回定時総会及び第2回臨時理事会の招集、令和7年度第1回定時総会決議文案、公益社団法人高知県防犯協会会計処理規程等の一部改正について、審議が行われました。全議案が可決承認され決定されました。

次に、定時総会につきましては、5月27日、高知市役所6階会議室において開催され、板原啓文副会長など45名により、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認、理事9名の選任、令和7年度正会員の会費、令和7年度第1回定時総会決議文案について、審議が行われました。全議案が可決承認され、議案等に対する質疑事項はありませんでした。

私からは以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

次に、警察職員による高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の発生について、警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 それでは、このたび発生いたしました非違事案につきまして、私から御説明します。

資料の３ページを御覧ください。当該職員ですが、警務部警務課に勤務します52歳の巡查長です。逮捕理由は、本年６月12日午後６時頃、高知市内の量販店におきまして、女性のスカート内を小型カメラで盗撮しようとしたもので、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反です。本件は、６月11日に高知市内の量販店より不審者がいたとの相談があり認知したもので、生活安全部人身安全・少年課が所要の捜査を行いましたところ、巡查長の犯行が明らかになったことから、６月16日午後５時47分、同条例違反の被疑者として通常逮捕したものです。巡查長につきましては、翌６月17日に高知地方検察庁に送致しております。処分につきましては、必要かつ十分な調査を尽くした上で、事実関係に基づき厳正に処分することとします。現職警察官によるこのような非違事案が発生したことは極めて遺憾であり、県民の皆様の信頼の回復に向け、警察活動を一層強化し、職員が一丸となって全力で取り組んでまいります。

私からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 通報があつて行ったことは、これまでも何回かあったことが想像されますが、今後県警として、二度と起こったらいけないわけです。幹部の皆さんが、こうやって県民の前で謝罪をしなければならぬ状況になっています。今後の再犯防止については、どのような考え方で臨むのかについて、お話を聞かせてください。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 先ほどの御質問に際しましては、本件は故意による犯罪行為であり、原因は、個人の資質によるところが大きいものと考えておりますが、この種の事案の再発防止を図るためには、誇りと使命感を醸成するための職務倫理教養及び規律遵守に関する適切な指導、支援、また本件の調査により明らかになった課題に対する再発防止策を講じていくこととしております。

◎岡本委員 病的な部分もあったのではないかなと想像できるんですけども、そういうことがあった場合の、病的な人へのケアはどうしていくのかも、検討はされているんでしょうか。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 一般論としまして定期的な面接、カウンセリングの実施です。病院の受診の推奨、被害者の心情に関するレポートの作成などといった措置を講ずるようにしております。

◎岡本委員 当初、新聞紙上で名前が公表されなかったんですけども、この点についてはどういうお考えですか。不祥事については、公務員は名前の公表がありますが、今回の場合についてはどのようなお考えでしょうか。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 今回につきましては、逮捕事案でありますので公表しました。処分の公表につきましては、懲戒処分の発表の指針を参考に、個別具体の事案に即して判断しております。

◎岡本委員 こんなことが二度と起こらないように、ぜひ厳格な対応をしていただきたいと思います。

◎岡田（竜）委員 先ほど御説明いただいた内容の確認です。2つお答えいただいたと思うんですが、組織としての再発防止と、個人の再犯防止とお話いただいたんですけども、そのどちらも現状その方針でやられていることでいいですか。今後そういう方向でやるのか、どちらか確認が出来なかったもので。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 既に実施しております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《採決》

◎田中委員長 これより採決を行います。今回は議案数12件で、予算議案2件、条例その他議案8件、報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第４号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第４号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第５号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第５号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第６号「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第６号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第７号「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第７号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第８号「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第８号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和７年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行いますので、よろしく願います。

本日の委員会はこれで閉会します

(15時閉会)